

水質汚濁に係る環境基準の水域類型(海域)の 指定に関する告示を改正 環境省



環境省は、環境基本法に基づき、「海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件」(告示)の改正等について、平成 24 年 11 月 2 日付けで告示を行いました。

今回の改正の概要は、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、東京湾の一部及び伊勢湾の類型指定を行ったものになります。改正は平成 24 年 3 月 29 日～4 月 29 日の間「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」に関して意見募集を行い、寄せられた 2 件の意見も踏まえて行われております。

改正の内容は、以下の通りになります。

- ①館山市洲崎から三浦市剣崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(東京湾)において、水域に「東京湾(へ)」が追加され、該当類型は「海域生物特 A」、達成期間は「イ(5 年以内で可及的すみやかに達成)」。
- ②愛知県羽豆岬から同県篠島北端まで引いた線、同島南端から同県伊良湖岬まで引いた線、同地点から三重県大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(伊勢湾)が新たに追加となり、その中で、伊勢湾(イ)～(ト)において、該当類型は「海域生物特 A」、達成期間は「イ(5 年以内で可及的すみやかに達成)」。
- ③上記(イ)～(ト)を除く伊勢湾全域において、該当類型は「海域生物 A」、達成期間は「イ(5 年以内で可及的すみやかに達成)」。

国による類型指定とは、環境基本法(平成5年法律第 91 号)第 16 条に基づき定められる環境基準のうち、生活環境に係る水質環境基準については、河川、湖沼及び海域でそれぞれの利用目的に応じて類型を設け、水域ごとに類型指定を行うこととしており、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成5年政令第 371 号)に定められた 47 河川・海域(複数の都道府県の区域にわたる 37 河川及び 10 海域)について類型指定を行うものです。

当社では河川や湖沼等の環境水や排水の分析はもちろん、様々な種類の水質分析についてのご依頼を頂き、長年の経験と実績があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012 年 11 月 2 日付 環境省報道発表資料

生活環境箇所 清水圭介